



2014年8月29日

各位

会社名 住友重機械工業株式会社  
代表者名 代表取締役社長 別川 俊介  
(コード番号 6302 東証第一部)  
問合せ先 コーポレート・コミュニケーション部長  
佐藤 常芳  
(TEL. 03-6737-2333)

### 訴訟（反訴）の提起に関するお知らせ

当社は、2014年4月14日付「当社に対する訴訟の提起に関するお知らせ」にてお知らせいたしました、京都市が当社に対して、2014年3月20日付で京都地方裁判所に提起した京都市焼却灰溶融施設に関する訴訟（以下「本件訴訟」）について、京都市に対し、反訴を提起しましたので、お知らせいたします。

#### 1. 反訴に至った経緯

- (1) 当社と京都市は、2005年3月18日、「京都市焼却灰溶融施設（仮称）建設工事 ただし、プラント設備工事」に係る工事請負契約（以下、「本件契約」）を締結しました。
- (2) 焼却灰溶融施設の建設中、いくつかの不具合が発生したことから施設の総点検を行い、改善策を検討し、その内容について京都市の了解を得た上で、2012年7月、本改善策の実施により工事の引き渡し期限を2013年8月末日とすることを京都市と合意しました。
- (3) 2013年6月、一次試運転を完了し、これに伴う一次性能確認試験にも合格しました。これにより、設備の性能を満足していることが確認されました。
- (4) 同月続いて、二次試運転を開始したところ、溶融炉内のスラグと未溶融物を分離する分離部に未溶融残渣（ダスト）が堆積する現象が発生しました。
- (5) 当社は京都市に対して、すみやかに原因分析と対策案を提示し、対策案の実施及び試運転の再開を求めましたが、京都市は技術系職員と有識者から構成される「性能評価会議」において、対策案の有効性が確認できないとし、対策案の実施及び試運転の再開を認めませんでした。
- (6) 京都市が対策案の実施及び試運転の再開を承認しないまま2013年8月に入ったところ、京都市は、期限までの引き渡しの見込みがなくなったとして、同月5日付で本件契約を解除しました（二次試運転は1カ月間の連続運転が必要なため、同月1日までに試運転を再開できなければ必然的に同月末日の引き渡し期限に間に合わなくなります。）。
- (7) しかしながら、当社と京都市との本件契約には、「性能評価会議」による有効性の確認を必要とする、との約定は存在しておりません。もちろん、発注者である京都市が、当社の契約履行について随時意見を述べることも、また当社が提示した対策案を検討するため京都市が「性能評価会議」を開催して検討することは自由であり、かつまた請負人である当社といた

しましても京都市の意向を可能な限り尊重してきましたが、京都市の事情による「性能評価会議」のために要した期間分については引き渡し期限が延長されるべきものであります。

- (8) また、当社が提示した対策案は、簡明かつ容易に実施が可能なものであり、この対策案を実施していれば、期限までの引き渡しは可能でありました。
- (9) 当社は、本件契約に関して当社と京都市の間に紛争が生じた場合には、建設業法による建設工事紛争審査会のあっ旋又は調停によりその解決を図る、との本件契約の約定に従い、2013年12月26日、中央建設工事紛争審査会に調停を申し立てました。しかしながら、京都市は当社が調停における請求を放棄し、京都市の損害賠償等の請求に当社が応じない限り、調停による解決は不可能であるという立場に固執し、調停による解決の姿勢を全く見せないまま、2014年3月20日付で当社に対して訴訟を提起しました。
- (10) 中央建設工事紛争審査会による調停は、京都市が全く応じなかったため、2014年7月31日付で打ち切りとなりました。
- (11) 完成間近の設備について当社が最終段階の履行行為である二次試運転を実施しようとしたにもかかわらず、京都市がこれを拒んだために、当社は履行行為ができなかったのですから、当社は京都市に対し請負残代金についても支払請求権を有しています。そこで、当社は、京都市に対して、請負残代金の支払いを求める反訴を提起いたしました。

## 2. 反訴を提起した裁判所および年月日

- (1) 反訴を提起した裁判所 : 京都地方裁判所
- (2) 反 訴 の 提 起 日 : 2014年8月29日

## 3. 反訴を提起した相手

- (1) 名 称 : 京都市
- (2) 所 在 地 : 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
- (3) 代表者の役職・氏名 : 京都市長 門川大作

## 4. 反訴の内容および請求金額

工事未払い金、金13億9863万7000円およびこれに対する2013年12月28日から支払済みに至るまでの年3%の割合による遅延損害金

## 5. 今後の見通し

今後の本件訴訟の推移によっては当社の業績に影響を及ぼす可能性もありますが、当社といたしましては、一次性能確認試験に合格し、設備完成目前の段階での京都市の本件契約の解除は無効であり、それに基づく京都市の損害賠償等の請求は全く理由がないものと考えております。また、京都市が、二次試運転の実施を拒んだために、当社は本件契約を履行することができなかったのですから、当社が京都市に対し請負残代金についても支払請求権を有しているものと考えております。本件訴訟においては、今後当社主張の正当性を明らかにしていく所存であります。訴訟の経緯については、必要に応じて適切に開示いたします。

以 上

<参考：過去の公表資料>

<http://www.shi.co.jp/info/2013/6kgpsq0000001kc0-att/6kgpsq0000001kci.pdf>

<http://www.shi.co.jp/info/2013/6kgpsq0000001kg0-att/6kgpsq0000001kgi.pdf>

<http://www.shi.co.jp/info/2013/6kgpsq0000001mml-att/6kgpsq0000001mn3.pdf>

<http://www.shi.co.jp/info/2013/6kgpsq0000001p40-att/6kgpsq0000001p4i.pdf>

<http://www.shi.co.jp/info/2014/6kgpsq0000001q00-att/6kgpsq0000001q0i.pdf>